

平成27年4月にフロン回収・破壊法が改正・施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）」（以下、「フロン排出抑制法」という）の対象となる製品につきまして、当社がレンタルする製品に関する対応についてご案内いたします。

フロン排出抑制法について

フロン排出抑制法では、フロンガスを使用する業務用機器(電動機出力7.5kw以下の第一種特定製品)からフロンガスが漏洩する事を未然に防ぐため、機器の管理者が3ヶ月毎に機器の簡易点検を行うことが義務付けられました。この簡易点検に関する対応について、下記の通り定めております。

① 法律上の「管理者」は、「株式会社デザインアーク」です。

フロン排出抑制法によると、管理者とは「原則として、当該製品の所有権を有する者」であるとされておりますので、これにはレンタル製品の所有者である当社が該当します。

② 「簡易点検の実施者」は、原則として「お取引先様」としています。

環境省作成の「フロン排出抑制法Q&A 第3版」に基づいて、当社が製品をレンタルする際には、「その製品の管理業務をお取引先様に委託している」と考えております。

よってフロン排出抑制法に定められた簡易点検については、別段の合意がない限り当社とレンタル契約を締結したお取引先様、または使用者様にて実施されているものと判断し、不調や不具合のご連絡が無い事をもって一定期間の簡易点検を実施しているとみなし、点検の記録を残します。

尚、別段の合意のもと当社が簡易点検を行う場合には、その内容は当社が所属するジャパン・レンタル・アソシエーションの定めるものと同様とします。

詳しい内容は下記のリンクからご確認ください。

[お知らせ - 「フロン排出抑制法」平成27年4月1日施行に伴う点検について \[一般社団法人 ジャパン・レンタル・アソシエーション \(旧称：仕器・備品レンタル協会\)\]](#)

③ お取引先様 及び 使用者様へのお願い

フロン排出抑制法における簡易点検は、冷媒ガスの漏洩を防止して地球環境を保全することはもちろんですが、製品を長く安全にご使用いただくためにも大切なものとなっております。

お取引先様、及び使用者様におかれましては、製品ご使用中の定期的なフィルター清掃や、不具合発生時にはすぐにご連絡いただくなど、機器の適正使用にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。